

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日専決

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第19号

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例

熊本県税特別措置条例（昭和39年熊本県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条の14第1項第1号中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第2項中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。